

宇都宮市 宇都宮市自殺対策ネットワーク会議

令和4年3月発行

## 目次

目 次
はじめに
遺族が行う手続きチェックリスト 3
●「葬祭費」「埋葬料」の手続き
(1)国民健康保険被保険者の場合 5
(2)後期高齢者医療被保険者の場合 … 5
(3)健康保険被保険者の場合 5
(4)健康保険被保険者の家族の場合 … 6
②生命保険の受給の仕方
生命保険の受給の仕方6
⑤年金に関する手続き
(1)未支給年金
(2)死亡一時金 ······ 7
, ,, = = = = =
(3)寡婦年金 7
(4)遺族年金8
4分働者災害補償保険からの給付
(1)遺族補償年金9
(2)遺族補償一時金 9
(3)葬祭料10
5相続と名義変更
(1)相続税10
(2)故人の確定申告10
(3)その他財形関連の手続きの補足 …10

《参考》公的貸付制度等
①生活福祉資金 ·······11
<b>2</b> 生活保護制度 ······12
3生活困窮者自立相談支援窓口12
4 母子父子寡婦福祉資金 ···············13
□ ひとり親家庭のための手当
(お子さんがいる方)13
7奨学金制度
(1)宇都宮市奨学金 ······15
(2)宇都宮市入学一時金16
(3)宇都宮市返還免除型育英修学資金 …17
(4)あしなが育英会18
(5)その他の奨学金制度18







# はじめに

自殺は、突然の死であることに加え、自殺を言及することそのものがタブー視されやすく、自殺の要因に関する様々な誤解や偏見も生じやすいものです。そのため、遺族等は、深く傷つき、怒りや罪悪感、否認など複雑な感情や思いを抱き、身体・精神症状を発症したり、自殺したこと自体を周囲の人に話せずに一人で苦しみ、地域・社会から孤立してしまうことが多く、自殺のハイリスク者ともなりうることから、地域全体で自死遺族等を支援することが重要となります。

このマニュアルにおいては、市の各種窓口で相談業務に当たる保健師や精神保健福祉士、行政関係職員、教職員のほか、民生委員・児童委員、医師や看護師等医療従事者、弁護士・司法書士など法律専門家、さらには警察や消防、葬祭事業者等自死遺族等と接する機会のある方を、自死遺族等支援者(以下、「支援者」という。)として位置づけ、これらの支援者が、どのような姿勢で、どのような方法で、どのような支援をしたらよいかなど、自死遺族等を支援するにあたっての、具体的・実用的な手引きとして作成したものです。また、自死に至った方の職業、資産などの状況により、遺族等がなすべき手続きも多様であることから、支援者が自死遺族等を迅速かつ遺漏のないよう各種申請窓口につなぎ、遺族等が困ることなく手続きができるような内容も加えました。このマニュアルが、様々な立場の方々に広くご活用いただくことで、自死遺族等を支える社会の一助となれば幸いです。

なお、このマニュアルの第1版は、厚生労働省が平成20年度に策定した指針「自死遺族を支えるために」を参考に平成27年3月に作成しました。このたび、自殺総合対策推進センターが平成30年11月に作成した「自死遺族等を支えるために総合的支援の手引」を参考に改定を加え、自死遺族等の皆さまや、関係機関・団体からご意見・ご協力をいただきながら作成したものであり、関係者の皆さまに感謝申し上げます。

令和4年3月 宇都宮市 宇都宮市自殺対策ネットワーク会議



## 遺族が行う手続きチェックリスト

必要な手続きは人によっても異なるので、『亡くなった後に行う手続きチェックリスト』を活用しながら、一つ一つ該当するかどうか確認しましょう。

手 続 き	届 け 先	期 限	該当	完了
死亡届	市民課,各地区市民センター,各出張所	死亡の事実を知った 日から7 日以内		
生命保険	生命保険会社	3年以内		
入院保険金	保険会社			
簡易保険	郵便局			
介護保険の資格喪失届	高齢福祉課,各地区市民センター,各出張所	14日以内		
葬祭費(国民健康保険加入)	保険年金課,各地区市民センター,各出張所	2年以内		
葬祭費(後期高齢者医療加入)	保険年金課,各地区市民センター,各出張所	2年以内		
埋葬料(社会保険加入)	全国健康保険協会栃木支部、または健康保険組合	2年以内		
未支給年金	年金事務所,保険年金課,各地区市民センター,各出張所	5年以内		
死亡一時金	保険年金課,各地区市民センター,各出張所	2年以内		
寡婦年金	保険年金課,各地区市民センター,各出張所	5年以内		
遺族厚生年金	年金事務所	5年以内		
遺族基礎年金	年金事務所,保険年金課,各地区市民センター,各出張所	5年以内		
相続税の申告(基礎控除を超える方)	税務署	10ヶ月以内		
所得税の準確定申告(医療費控除を含む)	税務署	4ヶ月以内		

名義変更手続き届	届け先	期 限	該当	完了
世帯主の変更(故人以外2人以上の世帯)	市民課,各地区市民センター,各出張所	14日以内		
賃貸住宅·借地権·借家権	家主			
家屋の火災保険(名義変更)	損害保険会社			
自動車保険(自賠責·任意保険)	損害保険会社			
公共料金	電気・ガス・水道会社			
□座自動引落	個々の会社			
電話加入権	電話会社			
保証金	保証金の預け先			
各種免許·届出	管轄官庁			

名義変更手続き届	届 け 先	期 限	該当	完了
株券·債権(遺産相続後)	証券会社·発行法人			
不動産の名義変更(遺産相続後)	法務局			
預貯金の口座(遺産相続後)	金融機関			
自動車(遺産相続後)	運輸局			
自動車納税義務者	運輸局			
NHK受信料契約者(名義変更)	NHK			

やめる手続き	届 け 先	期	限	該当	完了
クレジットカード	カード会社				
携帯電話	各電話会社				
運転免許証の返却	警察署				
キャッシュカード	各金融機関				
リース・レンタル契約	各会社				
パスポートの返却	宇都宮市パスポートセンター				
パソコンのプロバイダーの解約	事業会社の各営業所				

注意点:条例等が改正される場合がありますので、必要書類等に関しては事前に各関係窓口に電話で確認を行ってください。戸籍謄本や住民票などは、各種手続きの際に必要となる場合がありますので一度に揃えておくと便利です。

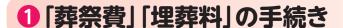
#### その他

- 遺言書の検認・開封、相続放棄等の申し立てなどについては、弁護士や司法書士へ相談をしましょう。
- 不動産相続(名義変更)登記などについては,司法書士へ相談しましょう。

#### 【問合せ先】

- ○栃木県弁護士会(TEL 028-689-9001) 予約受付 月〜金(祝日を除く) 10:30〜12:00・13:00〜16:30
- ●栃木県司法書士会(TEL 028-614-1122)面接相談 月〜金(祝日を除く) 9:00~17:00





#### (1) 国民健康保険被保険者の場合

国民健康保険に加入する被保険者が死亡したときに、申請により、葬祭を行った人に5万円が支給されます。

◎必要な書類 亡くなった人の被保険者証,葬祭を行った人が確認できる書類,通帳

(注1) 葬祭を行った人の確認を行うため、会葬礼状、葬儀費の領収書 をご持参ください。

(注2) 葬祭を行った人以外の方に葬祭費の支給を希望する場合は、委任状が必要です。

- ◎請 求 期 限 葬祭を行った日の翌日から2年
- ◎申請窓□ 保険年金課国保給付グループ(TEL 028-632-2316), 各地区市民センター, 各出張所

#### (2) 後期高齢者医療被保険者の場合

後期高齢者医療に加入する被保険者(75歳以上の方,一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方)が死亡したときに、申請により、葬祭を行った人に5万円が支給されます。

- ②必要な書類 申請者の身分が確認できる書類, 亡くなった人の被保険者証, 葬祭を行った人が確認できる書類, 通帳
  - (注1) 葬祭を行った人の確認を行うため、会葬礼状、葬儀費の領収書(写)、埋火葬 許可証等をご持参ください。
  - (注2) 代理人申請の場合には委任状が必要です。
  - (注3) 葬祭を行った人以外の方に葬祭費の支給を希望する場合は、委任状が必要です。
- ◎請 求 期 限 葬祭を行った日の翌日から2年
- ◎申請窓□ 保険年金課後期高齢者医療グループ(TEL 028-632-2307), 各地区市民センター, 各出張所

#### (3) 健康保険被保険者の場合

被扶養者に「埋葬料」5万円が支給されます。

- ◎必要な書類 個々の状況により異なりますので、窓口に直接お問い合わせください。
- ◎請 求 期 限 死亡した日から2年
- ◎申請窓□ 勤務先,全国健康保険協会栃木支部,または健康保険組合



#### (4) 健康保険被保険者の家族の場合

被保険者に「家族埋葬料」5万円が支給されます。

- ◎必要な書類 個々の状況により異なりますので、窓口に直接お問い合わせください。
- ◎請 求 期 限 死亡した日から2年
- ◎申 請 窓 □ 勤務先,全国健康保険協会栃木支部,または健康保険組合



## ②生命保険の受給の仕方

故人が生命保険に加入していればどのような種類のものでも受け取る権利はあるので、しかるべき手続きをしてもらうようにしましょう。

◎証書の確認 保険には一般的な生命保険,郵便局の簡易保険,勤務先などで加入する団体保険, 故人が会社経営者の場合には経営者保険などと様々な種類がありますので,証書で確認して手続きを行いましょう。

## ❸年金に関する手続き

#### (1) 未支給年金

- ◎支給対象者 年金を受けていた方が亡くなった時に生計を同一にしていた(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹(7)その他(1)から(6)以外の3親等以内の親族
- ◎必要な書類 死亡者の住民票除票(本籍・続柄の表示のあるもの), 請求者の世帯全員の住民票の 写し(本籍・続柄の表示のあるもの), 戸籍全部事項証明, 預金通帳(請求者), 亡く なった方の年金証書など
  - ※請求者のマイナンバーカード(通知カード)があれば、書類を一部省略できる場合があります。
- ◎請 求 期 限 死亡した日の翌日から5年
- ○申請窓□ •障害年金(年金コード0620), 障害基礎年金, 遺族基礎年金, 寡婦年金保険年金課国民年金グループ(TEL 028-632-2327), 各地区市民センター, 各出張所
  - 上記以外の年金 年金事務所



#### (2) 死亡一時金

- ◎支給対象者 亡くなった方と生計を同じくしていた (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹
- ◎支 給 要 件 国民年金第1号被保険者として,保険料を36月(3年)以上納めた人が老齢基礎年金 や障害基礎年金を受けずに死亡した場合
  - ※ただし、遺族が遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。
- ◎必要な書類 年金手帳(死亡者),戸籍全部事項証明,死亡者の住民票除票(本籍・続柄の表示があるもの),請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄の表示があるもの),預金通帳(請求者)など
  - ※請求者のマイナンバーカード(通知カード)があれば、書類を一部省略できる場合があります。
- ◎請 求 期 限 死亡した日の翌日から2年
- ◎支給の調整 死亡一時金と寡婦年金との両方を受けられる場合には、どちらか一方を受給権者の 選択により、支給されることになっています。
- ◎申請窓□ 保険年金課国民年金グループ(TEL 028-632-2327), 各地区市民センター, 各出張所

#### (3) 寡婦年金

- ◎支給対象者 亡くなった方に生計を維持されていた妻(60歳から65歳になるまでの間支給)
- ◎支 給 要 件 下記の条件をすべて満たしていること
  - 亡くなった夫が第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年(120か月)以上あること
  - 亡くなった夫との婚姻期間が10年以上継続していること(内縁でもよい)
  - 亡くなった夫が障害基礎年金の受給権者でないこと、老齢基礎年金を受けたことがないこと
  - 請求者(妻)が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていないこと
- ②必要な書類 年金手帳(死亡者),戸籍全部事項証明,死亡者の住民票除票(本籍・続柄の表示があるもの),請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄の表示があるもの),死亡診断書のコピー,預金通帳(請求者),請求者の所得証明書など
  - ※請求者のマイナンバーカード(通知カード)があれば、書類を一部省略できる場合があります。
- ◎請 求 期 間 死亡した日の翌日から5年
- ◎支給の調整 死亡一時金と寡婦年金との両方を受けられる場合には、どちらか一方を受給権者の 選択により、支給されることになっています。
- ◎申請窓□ 保険年金課国民年金グループ(TEL 028-632-2327), 各地区市民センター, 各出張所



#### (4) 遺族年金

#### ①遺族厚生年金



- ◎支給対象者 死亡当時、亡くなった方に生計を維持されていた方
- 配偶者(夫は55歳以上に限る。)
- 子, 孫(18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2 級の障害の状態にある者)
- 父母,祖父母(支給開始は60歳から。ただし,夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り,遺族厚生年金も合わせて受給できる。)
- ※30歳未満の子のない妻は、5年間の有期給付となります。
- ※子のある配偶者、子(子とは18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の障害の状態にある者に限ります)は遺族基礎年金も併せて受けられます。
- ○支給要件 ① 被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から 5年以内に死亡したとき。(ただし、死亡日の前日において、保険料納付済期間 (保険料免除期間を含む)の合計が国民年金加入期間の3分の2以上であること) ※ただし令和8年3月末までの場合は死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の 属する月の前々月までの直近1年間の保険料に未納がなければ受けられます。
  - ② 老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。
  - ③ 1級・2級の障害厚生年金(共済)年金を受け取っている者が死亡したとき。
- ②必要な書類 年金手帳(死亡者・請求者),戸籍全部事項証明,死亡者の住民票除票(本籍・続柄の表示があるもの),請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄の表示があるもの),死亡診断書のコピー.振込先口座番号.認め印.請求者の所得証明書など
- ◎請 求 期 限 死亡した日の翌日から5年
- ○申請窓□ 年金事務所,共済組合の給付課

# 問合せ生

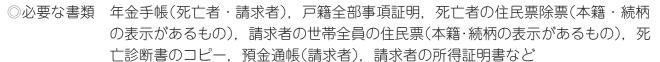
- ○ねんきんダイヤル (TEL 0570-05-1165)
  - ※IP電話・PHSからは (TEL 03-6700-1165)
  - ※必要な書類は、個人毎に異なる場合があります。詳しくは、お電話にてご相談ください。
- ○宇都宮西年金事務所(TEL 028-622-4281)
- ○保険年金課国民年金グループ(TEL 028-632-2327)

#### ②遺族基礎年金

◎支給対象者 亡くなった方に生計を維持されていた子のある配偶者,または子 ※子とは次の者に限ります。



- 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある子
- ◎支給要件 被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。 (ただし,死亡した者について,保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上であること)
  - ※令和8年3月末までの場合は死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料に未納がなければ受けられます。



- ※請求者のマイナンバーカード(通知カード)があれば、書類を一部省略できる場合があります。
- ◎請 求 期 限 死亡した日の翌日から5年
- ◎申請窓□ 保険年金課国民年金グループ(TEL 028-632-2327), 各地区市民センター, 各出張所 ※ただし, 第3号被保険者期間中に死亡した場合の申請窓□は年金事務所です。

## 4分働者災害補償保険からの給付

労働者災害補償保険とは、業務上の災害や職業病、通勤途上の災害において、使用者の費用負担にて、労働者に必要な保険給付を行うものです。

労働災害が認定された場合は、「遺族等補償給付」「葬祭料」が受けられます。

「遺族補償給付」は、労働者が業務上で死亡した場合に支給され、遺族補償年金と遺族補償一時金とがあり、労働者の死亡当時の生計維持関係、死亡労働者との続柄、遺族の年齢等によっていずれかになります。

「葬祭料」は、遺族が葬祭を行った場合、または被災労働者の会社が社葬(恩恵的なものなどを除く)を行った場合に支給されます。

◎労災に関する申請窓□ 宇都宮労働基準監督署 労災課(TEL 028-346-3169)



#### (1) 遺族補償年金

労働者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた遺族であり、妻以外の遺族等にあっては一定の年齢又は障害の状態にある者のみが受給資格者とされています。受給資格者のうち、最 先順位の者(受給権者)に支給されます。

- •遺族1人→給付基礎日額の153日分 (ただし、その遺族が55歳以上の妻、若しくは、一定の障害の状態にある妻の場合は、給付基礎 日額の175日分)
- 2 人 → 給付基礎日額の201日分
- 3 人 → / 223 日分
- 4 人以上 → / 245 日分

#### (2) 遺族補償一時金



次のいずれかの場合に支給されます。

- ① 労働者の死亡の当時、遺族補償年金を受け取ることができる遺族がいない時
  - → 給付基礎日額の1,000日分。
- ② 遺族補償年金の受給権者となった者がすべて失権した場合で、それまでに支給された遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない時
  - → その合計額と給付基礎日額の1,000日分との差額。



葬祭の費用を負担した者に対して支給されます。

- ① 315,000円+給付基礎日額の30日分。
- ② ①の額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分。

## 日相続と名義変更

遺産相続や名義変更には複雑な面もあり、トラブルとなることも少なくありません。法律の知識が必要なときには弁護士や公共の法律相談機関などに相談しましょう。司法書士や税理士に依頼して手続きを代行してもらうこともできます。

申告書の作成は、自分で作成するのはなかなか難しいため、費用はかかりますが、税理士に依頼 したほうが無難でしょう。

#### (1) 相続税

- ◎課 税 財 産 土地, 家屋, 立木, 事業用の財産, 有価証券, 家庭用財産, 貴金属·宝石, 書画骨とう. 電話加入権, 預貯金, 現金など
- ◎非課税財産 生命保険金の一定額,死亡退職金の一定額,墓地・霊びょう・仏壇・仏具,公益事業用財産、寄付財産など
- ◎申告と納付 被相続人(故人のことをいいます)の死亡時の住所地を所轄する税務署に、被相続人の死亡があったことを知った日の翌日から10か月目に当たる日までに申告書を提出しなければなりません。
  - 例) 死亡があったことを知った日が10月1日の場合
    - → 翌年の8月1日が申告の期限日
  - ※ 申告の期限日を過ぎると、無申告加算税等がかけられることがあります。

#### (2) 故人の確定申告

故人の確定申告は法定相続人が行います。決まっていない場合は、相続人の中から選ばれた代表者が行います。

故人が死亡した年の1月1日から死亡した日までの所得税を確定申告します。自営業で青色申告を していた場合は必ずしなければいけません。

#### (3) その他財形関連の手続きの補足

故人の銀行口座は死亡の時点から相続財産になりますから金融機関はその時点から口座停止の処分をとります。

◎手続きの方法 手続きは相続人が当該銀行で行います。その際持参するものは、自分の印鑑と被相続人の印鑑、通帳、証書など、加えて、相続人である事を証明する被相続人の 戸籍謄本や各相続人の印鑑証明などです。

手続きには数ヶ月かかることもあり、その間は公共料金などが口座から引き落とされる可能性がありますので注意が必要です。

その他、株式、債券、自動車などの名義変更の手続きも忘れずにできるだけ早めにしておきましょう。

## 《参考》公的貸付制度等

## **①**生活福祉資金

- ○制度の内容 低所得者,障がい者又は高齢者に対し,資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより,その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り,安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。
- ◎種 類 ①総合支援資金 失業や収入の著しい減少により、世帯の生活維持ができなくなった など生活の立て直しが必要なときに、再就労までの間、生活費や一 時的費用を貸し付けて支援する制度です。
  - ②福祉資金 所得の少ない世帯や障がいや介護など生活課題を抱えている世帯に (福祉費) 対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の 生活の安定と経済的自立を図るため、具体的な利用目的に対し貸付する制度です。
  - ③福祉資金 緊急かつ一時的に生計維持が困難となった世帯が、資金の貸付によっ (緊急小口資金) てその後の生活及び償還の見通しが立つ場合に貸付する制度です。
  - ④教育支援資金 学費等の捻出が困難な低所得世帯に対し、高等学校や大学等への入 学や在学中に必要な経費を貸付し、就学と将来の就労を支援する制 度です。
  - ⑤不動産担保型 わが家へ住み続けることを希望する高齢者の方へ、自宅を担保に生生 活 資 金 活資金を貸付する制度です。
- ◎対 象 者 この貸付制度をご利用いただける世帯は原則として宇都宮市内に住民登録し、居住 する下記の世帯となります。
  - ①低所得世帯 資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯で、その世帯収入が一定基準以下の世帯。
  - ②障がい者世帯 身体障がい者(身体障がい者手帳の交付を受けている者),知的障がい者(療育手帳の交付を受けている者),精神障がい者(精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者)の属する世帯。





- ③高齢者世帯 日常生活上療育または介護を要する65才以上の高齢者の属する世帯で、その世帯収入が一定基準以下の世帯。
- ◎利用の条件 原則として,栃木県内に居住している保証能力のある連帯保証人が必要です。連帯 保証人が立てられない場合でもご利用できますが,利子が加算されます。
- ◎相談窓□ 宇都宮市社会福祉協議会(TEL 028-636-1215)

## 2生活保護制度

- ○制度の内容 病気などの理由で、収入や蓄えがなく、生活が困難になった人に、経済面での援助をします。生活保護には、生活・教育・住宅・医療・介護などの扶助があります。 保護を必要とする時は、本人または家族の方が、生活福祉第1・2課(市役所1階B3窓口)へご相談ください。
- ◎扶助の種類 ①生活扶助……衣食など暮らしの費用
  - ②住宅扶助……家賃など住まいの費用(ローンを除く)
  - ③教育扶助……小・中学校の費用
  - ④医療扶助……病院や医院にかかる費用(部屋代は除く)
  - ⑤介護扶助……介護保険料と自己負担費用
  - ⑥出産扶助……お産の費用
  - ⑦生業扶助……手に職をつける、仕事につくための費用
  - ⑧葬祭扶助……火葬や埋葬など、葬祭のための費用
- ◎対 象 者 資力,能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する者
- ○申請窓□ 生活福祉第1課・第2課(TEL 028-632-2105, TEL028-632-2465)※地域の民生児童委員にも相談ができます。

### **3**生活困窮者自立相談支援窓口

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方のために、 自立に向けた相談支援窓口を開設しています。

例) 「収入が不安定で,家賃や税金を滞納している」 「借金があり,生活に困窮している」 「心身に不調があり,就職が困難である」 「家族が病気やひきこもりのため仕事ができない」など



- ◎支援内容 相談支援員が、個別の相談内容に応じた支援プランを作成し、市や関係機関による 就労支援や各種福祉サービスなどの活用により、生活困窮状態からの早期脱却に向 け、継続的に支援を行います。
- ◎相談窓□ 相談を必要とする時は、下記相談窓□へご相談ください。 宇都宮市総合福祉センター5階 宇都宮市社会福祉協議会(生活困窮者自立相談支援窓口) (TEL 028-612-6668)

月~金曜 8:30~17:15 (土・祝日・年末年始を除く)



## 4 母子父子寡婦福祉資金

- ◎制度の内容 ひとり親家庭の母、父及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を 図り、あわせてその扶養しているお子さんの福祉を増進するため、修学資金をはじ めとした12種類からなる資金を貸し付けしています。
- ○母子父子寡婦福祉資金の種類
- 事業開始資金
  - 事業継続資金
- 修学資金技能習得資金
- 医療介護資金

- 就学支度資金 就職支度資金 修業資金 生活資金

- 転宅資金

- 住宅資金
- 結婚資金
- ◎対 象 者 宇都宮市にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦及び40歳以上の配偶者 のない女子(婚姻をしたことのない独身の方は含まれません)。
  - ※寡婦と40歳以上の配偶者のない女子で、現に子を扶養していない方の場合、特別 な事情がないときは、前年度の所得が2.036.000円以下の場合に限り貸付対象。
  - ※就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金については、母子家庭の母が 扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない20 歳未満の子にも貸付をしています。
- ◎申請窓□ 子ども家庭課自立支援グループ(TEL 028-632-2389) ※資金が必要な時期を考えて、お早めにご相談ください。

## **⑤ひとり親家庭のための手当(お子さんがいる方)**

#### (1) 児童手当

母・父等で、0歳から15歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方に支給される手当で す。状況により、受給者変更等の手続きが必要な場合があります。

◎申請窓口 子ども家庭課子ども給付グループ(TEL 028-632-2387)



#### (2) 児童扶養手当

ひとり親家庭の母・父等で、18歳到達後最初の年度末までの児童(一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育している方に支給される手当です。(所得制限があります)

公的年金等を受給できる場合、調整が必要となります。

#### (3) ひとり親家庭支援手当

ひとり親家庭の母・父等で、義務教育終了前(児童に一定の障がいがある場合は20歳)までの児童 を養育している方に支給されます。(所得制限があります)

#### (4) ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の母・父等と18歳到達後最初の年度末までの児童の 保険診療分の医療費を助成する制度です。(所得制限があります)

◎申 請 窓 □ 子ども家庭課自立支援グループ(TEL 028-632-2386 · 2399)



## 6就学援助

- ◎制度の内容 宇都宮市では、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などの一部を援助する制度を設けています。
- ◎対 象 者 宇都宮市にお住まいの児童生徒の保護者で
  - ① 生活保護を受けている世帯
  - ② 申請年度に生活保護を停止または廃止された世帯で援助が必要と認められる場合
  - ③ 申請年度の前年中の所得により、次の事項に該当するなど生活保護に準じる程度に生活が困窮している世帯で、援助が必要と認められる場合
    - 市民税などが非課税や減免された世帯
    - 児童扶養手当の支給が認められた世帯
  - ④ 家族全員の総所得(前年中)が生活保護に準ずる程度の低所得世帯の場合や、病気
    - ・災害などの事情により収入が著しく減少した方で援助が必要と認められる場合
- ◎援助の内容 認定されると、次の費目が援助されます。支給については、実績に基づいて年3回に 分けて行う予定です。
  - ① 生活保護世帯
    - 修学旅行費 医療援助費(う歯等の学校病のみ。)
  - ② 生活保護に準ずる世帯
    - 学用品诵学用品費
    - PTA会費児童生徒会費
    - 校外活動費

    - 通学費(通学距離等の制限あり。) 学校給食費
    - 修学旅行費

- •新入学学用品費(4月1日認定の1年生のみ。)
- 入学準備金(年長児、小学6年生のみ。)
  - クラブ活動費(中学校の部活動加入者のみ。)
  - オンライン通信費(モバイルルータ貸与)
- 卒業アルバム代等
- ○申 請 窓 □ 各小中学校, 学校管理課(小学校準備金のみ。)
- ◎問い合わせ先 学校管理課就学グループ(TEL 028-632-2724)





## 7 奨学金制度

○制度の内容 奨学金とは、向学心に富みながら経済的理由により修学困難な学生・生徒に対し、経済的に支援を行い、教育の機会均等を図るとともに、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的に貸与又は給付されます。また、卒業後に返還された奨学金は後輩の奨学金として、再び活用されます。

高等専門学校,専修学校,短期大学,大学及び大学院への進学に利用できる奨学金として,日本学生支援機構の奨学金があります。それぞれの奨学金制度によって対象となる奨学生の条件が異なります。主な条件としては,家庭の収入状況や本人の学力或いは学業継続の見込みなどですが,条件を満たしていれば誰でも受けられる可能性があります。

ただし、予算により定員枠があるものもあります。そうした場合、より困難な状況 にある人から優先的に採用されるのが一般的です。

#### (1) 宇都宮市奨学金

経済的理由により、学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校(後期課程)、専修学校(修業年限が2年以上の高等課程・専門課程)への修学が困難な方に、奨学金を貸与する制度です。

募集期間内(担当課へご確認ください)に、必要書類をそろえて申し込みください。

- ○申請資格 ① 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。
  - ② 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税(市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税等)の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。
    - ※父・母両方が連帯保証人になることはできません。
      ※宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。
  - ③ 前年中の世帯全員の所得金額が基準額以下であること。(詳しい基準については、募集要項でご確認ください。)
- ◎募集人数 140名程度
- ◎貸付額(月額) ①自宅通学
  - 高校,高専,中等教育学校(後期課程),専修学校(高等課程):17,000円
  - 大学, 大学院, 短大, 専修学校(専門課程):35,000円
  - ②自宅外通学
    - 高校, 高専, 中等教育学校(後期課程), 専修学校(高等課程): 18,000円
    - 大学、大学院、短大、専修学校(専門課程):45.000円



#### ◎返 還 ① 無利子

② 最終学校を卒業した1年後(3月卒業の場合は、翌年4月)から、当該奨学金の貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内に月賦、半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。

例)4年制大学の場合は最長16年間で返還となります。

#### ◎提 出 書 類 ① 奨学金貸付申請書

- ② 出身学校長又は在学学校長の推薦調書 (新入生は出身学校, 2年生以上は在学校に記入を依頼してください。)
- ③ 合格通知書の写し

※ただし、5月以降に申請する新入生及び2年生以上は在学証明書(原本)を提出 単身赴任等の理由で、保護者のいずれかが1月1日現在で宇都宮市外に住民登 録があった場合は、源泉徴収票の写し、所得証明書等を添付してください。

○申請窓口 教育企画課管理グループ(TEL 028-632-2705)

#### (2) 宇都宮市入学一時金

学校教育法の規定に基づく高等学校,高等専門学校,大学,大学院,短期大学,中等教育学校(後期課程),専修学校(修業年限が2年以上の高等課程・専門課程)に入学予定の方の保護者に入学一時金を貸与する制度です。

募集期間内(担当課へご確認ください)に、必要書類をそろえて申し込みください。

- ○申 請 資 格 ① 本市市民であること。
  - ② 市税(市民税, 固定資産税, 都市計画税, 国民健康保険税, 軽自動車税等)の滞納がないこと。
  - ③ 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を1名選任できること。
  - ④ 他の入学一時金(日本学生支援機構, 栃木県育英会, 他の地方公共団体等)の貸付を受けていないこと。
  - ⑤ 前年中の世帯全員の所得金額が基準額以下であること(詳しい基準については、 募集要項でご確認ください。)
- ◎募集人数 25名程度
- ◎貸 付 額 ① 高校, 高専, 中等教育学校(後期課程), 専修学校(高等課程)
  - 私 立 200,000円を限度に10,000円単位で希望する額
  - ②大学、大学院、短大、専修学校(専門課程)
    - 国立・公立 200,000円を限度に10,000円単位で希望する額
    - 私 立 500,000円を限度に10,000円単位で希望する額
- ◎返 環 ①無利子
  - ② 当年4月から各学校の正規の修業期間に2年を加えた期間内に月賦、半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。
    - 例)4年制大学の場合は最長6年間の返還となります。

- ◎提出書類 ① 入学一時金貸付申請書
  - ② 入学予定の方の在学学校長又は出身学校長の推薦調書(在学生は在学学校長,卒業生は出身学校長の推薦調書が必要です。)
    - ※単身赴任等の理由で、保護者のいずれかが1月1日現在で宇都宮市外に住民登録があった場合は、源泉徴収票の写し、所得証明書等を添付してください。
- ○申請窓□ 教育企画課管理グループ(TEL 028-632-2705)

#### (3) 宇都宮市返還免除型育英修学資金

経済的理由により、学校教育法の規定に基づく大学、短期大学、大学院、専門学校(修業年限が2年以上専門課程)への修学が困難な方に、奨学金を貸与し、一定の条件を満たせば返還が免除される制度です。 募集期間内(担当課へご確認ください)に、必要書類をそろえて申し込みください。

- ◎申請資格 ①本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。
  - ② 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税(市民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・軽自動車税等)の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。
  - ③ 前年中の世帯全員の所得金額が基準額以下であること。(詳しい基準については、募集要項でご確認ください。)
  - ④ 過去に返還免除型育英修学資金貸付制度の貸付けを受けたことがないこと。
  - ⑤ 最終学校卒業後、宇都宮市に居住を希望すること。
  - ⑥ 初めて大学を卒業した者、または、初めて大学等を卒業した年度の末日から申 請を行う日までの期間が2年以内である者。(大学院入学予定者のみ)
- ◎募集人数 ①大学,短大,専門学校(専門課程):20名程度
  - ② 大学院:若干名
- ◎貸付額(月額) 20,000円
- ◎免 除 最終学校を卒業した翌月から1年以内に宇都宮市に居住し、かつ、5年間居住を継続した時に返還が免除されます。
- ◎返 還 上記免除の条件を満たすことができないことが確定した時から、育英修学資金の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間内に、月賦、半年賦又は年賦により□座振替で返還していただきます。
  - 例)4年制大学の場合は最長16年間の返還となります。
- ◎提 出 書 類 ① 育英修学資金貸付申請書
  - ② 育英修学資金貸付申請者推薦調書
  - ③ 世帯全員の前年中の所得の分かる書類
- ◎申請窓□ 教育企画課管理グループ(TEL 028-632-2705)





#### (4) あしなが育英会 https://www.ashinaga.org

病気,炎害,自死(自殺)などで保護者を亡くしたり,保護者が重度後遺障害で働けない家庭の子どもたちを支える民間非営利団体です。高校,大学,専門学校などに進学を希望している,経済的に苦しい遺児たちに奨学金(無利子貸与+給付)を交付しています。

#### (5) その他の奨学金制度

① 大学の奨学金

独自の奨学金制度を有する大学があります。各大学へお問い合わせください。

② 民間育英団体の奨学金

民間育英団体による奨学金制度は、企業や個人によって設立され、設立許可を受け奨学金の給付や貸与を行っています。各団体の依頼を受けた学校が窓口となりますので、学校へ直接お問い合わせください。

③ 新聞奨学金

新聞社が行っている新聞奨学金制度は販売所で働くことが条件です。各新聞社へ直接お問い合わせください。





平成27年3月 作成 平成31年3月 第2版 改訂 令和4年3月 第3版 改訂

#### 宇都宮市保健所 保健予防課保健対策グループ

Tel 028-626-1114

Fax 028-626-1133